

## 王寺町地域交流センターをご利用のお客様へ

いつも地域交流センターをご利用いただきありがとうございます。

このたび、税負担の公平性及び入場料等の徴収その他営利目的での使用における適正化を図るといった観点から、王寺町内の公共施設使用料の設定を見直し、平成31年4月1日から王寺町地域交流センター条例の一部を改定することとなりました。ご利用の皆様にはご理解いただき、今後も変わらずご利用いただきますようお願いいたします。

### 4月1日以降の申請分から下記のとおり変更になります

#### ◎町外の方が使用する場合の使用料

・リーベルホール

現行	改正後
別表使用料に同じ	変更なし

・リーベルホール以外の会議室等

現行	改正後
別表使用料に同じ	別表使用料の2倍

#### ◎入場料等を徴収する場合の使用料

・リーベルホール

現行	改正後
2,000円を超える入場料等を徴収する場合 →別表使用料の1.5倍	・2,000円を超え5,000円以下の入場料等を徴収する場合→別表使用料の1.5倍 ・5,000円を超える入場料等を徴収する場合 →別表使用料の2倍

・リーベルホール以外の会議室等

現行	改正後
2,000円を超える入場料等を徴収する場合 →別表使用料の1.5倍	2,000円を超える入場料等を徴収する場合 →別表使用料の2倍

#### ◎入場料等を徴収しないが、営利目的等で使用する場合

現行	改正後
別表使用料の1.5倍	・町内に住所を有する者 →別表使用料の1.5倍(変更なし) ・町外に住所を有する者 →別表使用料の2倍

#### ◎お問い合わせ先

王寺町地域交流センター TEL0745-33-3000

[料金表]

■各部屋の使用料(別表)

使用時間 使用区分		午前	午後	夜間	終日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時45分	午前9時～ 午後9時45分
リーベルホール (可動椅子使用時)	平日	10,000	16,000	18,000	36,000
	土・日・祝日	13,000	20,000	24,000	46,000
リーベルホール (可動椅子不使用時)	平日	8,000	12,800	14,400	28,800
	土・日・祝日	10,400	16,000	19,200	36,800
リーベルルーム	平日	5,000	8,000	9,000	18,000
	土・日・祝日	6,500	10,000	12,000	23,000
控室(1)・控室(2)		1,200	1,600	1,600	3,600
フリールーム(1)・(2)		2,400	3,000	3,000	6,800
フリールーム(3)		3,600	4,800	4,800	10,100
調理実習室		6,000	7,800	7,800	16,800
IT室		3,600	4,800	4,800	10,100
実習室		3,600	4,800	4,800	10,100
AVルーム		3,600	4,800	4,800	10,100
小会議室(1)・(2)		1,200	1,600	1,600	3,600
小会議室(3)・(4)		2,400	3,000	3,000	6,800
和室(大)		4,800	6,000	6,000	14,400
和室(中)		1,200	1,600	1,600	3,600
茶室(水屋含む)		1,200	1,600	1,600	3,600
練習室		1,800	2,200	2,200	5,100
イベント広場		2,400	3,000	3,000	6,800

■附帯設備使用料

設備名	舞台装置一式		映像設備 (プロジェクター)	電子ピアノ	吊下げ照明 (リーベルホールのみ)
	連続2日まで	3日目以降			
使用料	¥6,000/1申請	¥3,000/日	¥1,000/日	¥1,000/日	¥1,000/日
設備名	音響設備一式		展示パネル	分電盤	鏡
	マイク2本含む	マイク3本目以降 1本につき			
使用料	¥1,000/日	¥200/日	¥1,000/日 (29枚まで無料)	¥5,000/日	¥500/日

備考

- 入場料等を徴収しないが営利目的その他これに類する目的で使用する場合は次に掲げる場合をいう。
  - 営利を目的として商品の宣伝、展示、販売等に使用する場合又は営利活動を行う者が事業の一環として使用する場合
  - 個人又は団体を問わず、カルチャースクール、教室等が金額にかかわらず月謝等を徴収して使用する場合
  - 会員制度により会員を招待する場合
  - 商品等の売上高により招待券を発行する場合
  - パーティー等飲食を伴う場合
  - その他これらに準ずる場合
- 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間(1時間未満の場合は1時間とする)の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額とする。
- リーベルホール及びリーベルルームにおいて冷暖房を使用する場合は、使用料の20%に相当する額を加算して徴収する。(ただし、リーベルホールについては可動椅子使用時料金の同一区分の20%とする。)
- リーベルホールの準備又は片付けのために使用する場合の使用料は、上記別表の使用料の50%に相当する額とする。
- リーベルホールの1/2を使用する場合の使用料は、上記別表のリーベルホール可動椅子不使用時の使用料の50%に相当する額とする。